

事務連絡
令和4年6月28日

居宅サービス事業所の管理者 様
地域密着型サービス事業者の管理者 様
居宅介護支援事業所の管理者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長
福井県健康福祉部保健予防課長

新型コロナワクチン4回目接種の促進について

このことについて、重症化予防を目的とした新型コロナワクチンの4回目接種が各市町において順次開始されています。

4回目接種は、新型コロナウイルス感染時の重症化リスクが高いとされる方を対象（※1）としており、接種時期が到来次第、速やかに接種を受けていただくことが重要と考えます。

そこで、お住まいの市町から4回目の接種券が届いたら（※2）、速やかに接種を検討いただくよう、貴事業所等の職員、利用者およびそのご家族のうち接種対象となる方への呼びかけにご協力をお願いします。

なお、通所系サービス事業所施設による、利用者の方への接種促進策として、別添の方法が考えられるので、参考としてください。

※1：4回目接種の対象者

3回目接種から5か月が経過した

○60歳以上の方

○18歳以上で基礎疾患のある方

その他重症化リスクが高いと医師が認める方

※「基礎疾患」の内容については、県または市町のホームページ等でご確認ください。

※2：接種券の発行

60歳以上の方には、お住まいの市町から接種券が届きます。

18歳以上で基礎疾患のある方は、お住まいの市町に接種券発行のための申請が必要な場合があります。お住まいの市町のホームページや広報誌をご覧ください。

通所系介護サービスの利用者に対する4回目ワクチン接種の促進例について

1 入所施設利用者の接種機会を活用する方法

例えば、「入所施設に併設している通所系サービス事業所」または「同一法人内に入所施設を有する、当該入所施設と同一市町内の通所系サービス事業所」の利用者について、入所施設における接種時に、接種条件を満たしている（3回目接種から5か月を経過している）通所系サービス事業所の利用者にも、入所施設での接種に合わせて、接種を行う方法が考えられます。

（通所系サービス事業所の対応例）

- ・あらかじめ入所施設で接種を行う医療機関に、通所利用者の接種を行うことを連絡
- ・入所施設での接種時まで、通所利用者に対して施設での接種意向を確認
- ・接種意向のある通所利用者から接種券の収集
- ・入所施設の多目的ホールなどを通所利用者の接種会場として利用。接種後、一定時間の観察が必要

（留意事項）

- ・上の場合、通所系サービス事業所の利用者の方については、通所サービスの利用を受けた前後に、入所施設において接種を受けることが必要です。

2 通所系サービスの提供前または終了後に、各市町の接種会場や医療機関に利用者を送迎し、接種後に各居宅に送迎する方法

サービス提供後に利用者を接種会場（医療機関）に連れて行き、接種後に各居宅に送ることや、サービス提供前に利用者を接種会場（医療機関）に連れて行き、接種後に事業所に送ることについて、この送迎について介護報酬の算定対象とすること（減算対象としないこと）ができます。

（通所系サービス事業所の対応例）

- ・通所利用者に対して接種意向を確認
- ・接種意向のある通所利用者から接種券の収集
- ・接種を行う医療機関または集団接種会場での接種予約を支援
- ・接種会場までの送迎、会場での見守り
- ・接種終了後の各家庭への送迎

【参考】

通所系サービス事業所における新型コロナウイルスワクチン接種に係る介護報酬の取扱いについて（令和3年4月5日付け介護保険情報第20報より）

1 通所系サービス事業所内でワクチン接種を行う場合

通所系サービス事業所内における予防接種の取扱いは、保険外サービスとされているところですが、新型コロナウイルスワクチン接種の取り扱いについては、以下の理由により、特例的に対応することとされています。

- ・重症化リスクの高い高齢者に迅速に実施する必要があること
 - ・予防接種法上も、疾病のまん延予防上緊急の必要のある臨時接種として位置づけられおり、接種の努力義務や市町村長等による勧奨等の公的関与が求められる公益性の高いものであること
 - ・通所系サービス事業所内で実施する場合、多くの利用者が接種することが考えられ、当該事業所の職員においても、接種前後の誘導や支援、見守り等の多くの業務が発生することが考えられること
- ・このため、事業所内でワクチン接種を行う場合、接種に伴う事業所における業務は介護保険サービスとして提供されているものとし、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられた提供時間内で介護報酬を算定することとして差支えありません。
- ・この場合、利用者の自宅と通所系サービス事業所との間の送迎は、介護保険サービスとして提供されているものとし、介護報酬を算定することとして差支えありません。（利用者の居宅と通所系サービス事業所との送迎を行った場合は、送迎減算を適用しないこととして差支えありません。）
- ・通所系サービス事業所内で接種が実施される場合、当該接種日に通所系サービスを利用する予定がない利用者については、介護支援専門員が、事前に当該利用者に説明し同意を得た上で、あらかじめ居宅サービス計画に位置付ければ、当該利用者に係る接種に伴う事業所における業務について、介護保険サービスとして提供されるものとして差支えありません。送迎についても、上記と同様です。

2 通所系サービスが、保有する車両を利用して、事業所からワクチン接種会場まで利用者の送迎を行う場合

① サービスの提供前後の送迎中に、接種会場を経由して送迎を行う場合

例えば

- ・利用者の居宅から、接種会場を経由して、通所系サービス事業所への送迎を行う場合
- ・通所系介護サービス事業所から、接種会場を経由して、利用者の居宅への送迎を行う場合

については、利用者の居宅と通所系サービス事業所間の送迎を行っていることから、その費用について、介護報酬を算定することとして差支えありません（送迎減算を適用しないこととして差支えありません）。

この場合、送迎に時間を要することになり、一時的に事業所内の人員配置基準を満たせない時間帯が生じることも考えられますが、柔軟に対応して差支えありません。

② サービス提供中に、事業所から接種会場までの送迎を行う場合

この場合は、保険外サービスとして提供されていることとなります。